

「野々市市子ども読書活動推進計画(第四次)」(案)に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間 令和7年2月25日から3月21日まで
- 2 意見提出者数 1名
- 3 意見等数 2件
- 4 意見等の概要及び野々市市の考え方

番号	ページ	ご意見等の内容	市の考え方
1	21 ページ	電子図書館の充実にあたり、小中学校専用の電子図書館を整備する場合、多額のコストがかかるだけではなく、各学校で利用者管理が必要になるなど学校の負担が増す。既存の「ののいち電子図書館」を活用する場合、公共図書館の管理負担は増えるが、児童生徒が小中学校を卒業した後も継続して利用することが可能である。電子図書館の利用に際して児童生徒全員が公共図書館の利用登録をすることと、既存のものを活用することで公共図書館の利用促進にもつながるので検討をお願いしたい。すでに児童生徒用端末で公共図書館の電子図書館を活用している自治体は県内に複数あるので、検討する際に各自治体の事例を参考にしていきたい。	公共図書館の電子図書館を児童生徒が利用しやすい方策を他自治体の事例も参考にして、研究してまいります。
2	23 ページ	野々市市の小中学校司書は全員司書資格を持ち、1校専任で配置されている。県内において全校で司書資格を持つ学校司書を1校専任・1日7時間以上専任配置している自治体は19市町中野々市市を含む3市（他は白山市・かほく市）で、教職員と連携した授業支援など多くの実績を積み重ねている。高校図書館司書は司書資格を持つ県費採用の会計年度任用職員である。これらのことがわかるように「市立の小・中学校および県立高校図書館には司書資格を持った学校司書が1校専任で配置されており、(続)」に追加修正していきたい。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 (3行目) 「市立の小・中学校及び県立高校図書館には司書資格を持った学校司書が1校専任で配置されており、」